

## 評価について

評価については、浄水場関連施設管理部門、場外関連施設管理部門、収納等管理部門についての『業務評価』、『品質(業務内容)』を四半期ごとの履行期間終了後の翌月に検査を行い評価するものです。

『業務評価』については、各管理部門においてのそれぞれに示した項目を「津山市水道局包括的業務審査委員会」の7名により検査を行い評価します。

各評価項目については下記のとおりです。

### 浄水場運転管理部門業務評価項目

統括管理業務	運転管理(全般)業務	保守点検・維持管理業	企業団施設監視
業務	対外対応・宿日直業務		

### 場外関連施設管理部門業務評価項目

統括管理業務	運転管理業務	保守点検業務
維持管理業務	宿日直業務	

### 収納等業務管理部門評価項目

統括管理業務	検針業務	開閉栓業務	メーター交換業務	滞納整理業務
受付業務	対外対応業務	勤務状況		

『品質(業務内容)』については、月ごとのモニタリング結果を浄水場関連施設管理部門においては40項目、場外施設管理部門においては、20項目、収納等管理部門においては20項目として、津山市水道局監理係員4名により、検査及び評価を行い、包括的業務審査委員会へ報告します。

評価項目については下記のとおりです。

### 浄水場運転管理部門品質評価項目

業務の統括管理(3項目)	浄水場水質管理(24項目)	浄水場水量管理(8項目)
保守点検・維持管理業務(3項目)	企業団施設監視業務(1項目)	
対外対応・宿日直業務(1項目)		

場外施設管理部門品質評価項目

業務の統括管理(4項目)	場外施設運転管理(4項目)	保守点検業務(7項目)
施設の維持管理(3項目)	宿日直対応(2項目)	

収納等業務管理部門品質評価項目

業務の統括管理(3項目)	検針業務(4項目)	開閉栓業務(3項目)
メーター交換業務(2項目)	滞納整理業務(3項目)	受付業務(2項目)
電算入力業務(1項目)	勤務状況(2項目)	

これらの2つの評価点(各100点満点)を加算し、2で除算したものが月間総合評価点となります。(品質評価点は四半期の平均点とします。)

業務判定基準

優	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たし、さらに秀でた独自の工夫や積極的な取り組みが見られる。	90点以上
良	契約書、仕様書、要求水準を満たしている。	90点未満 80点以上
可	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たしているが、いくつかの注意点、改善点がある。	80点未満 70点以上
不可	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たしていないため改善が必要。 (不可の場合、甲は改善命令書を速やかに乙へ提示する)	70点未満 0点以上

次に『業務改善提案』は、各管理部門において受託者から業務改善等の提案があった場合、津山市水道局において、提案内容を検討した結果、その内容が大変優れており、採用した場合、成果が見込めるものに対し評価を行うものです。

また、収納等管理部門において『収納率達成評価』を設け、収納率の達成状況を評価するものです。

年度末に、『業務評価』、『品質(業務内容)』の集計と、『業務改善提案評価』、『収納率達成

表』の点数を加算し、100点換算したものを年間の『総合評価』とします。

#### 年間業務評価判定基準

年間業務 評価点	年間評価 ランク	評価基準の内容
90点以上	優	業務評価の最高水準で、業務内容が非常に優秀であり、民間の技術力・企画力等が存分に活かされている。
90点未満 80点以上	良	津山市水道局が要求する水準を満たしており、民間の技術力・企画力が活用された優秀な業務内容となっている。
80点未満 70点以上	可	津山市水道局が要求する水準を満たしており、健全な水道施設管理や業務運営がなされている。
70点未満	不可	津山市水道局が要求する水準を満たしていないおそれがある。業務内容について改善が必要と考えられる。